

令和2年度採用試験問題

【行政法】

次の〔事例〕及び〔XとY市担当者との会話〕をもとに、〔設問〕に答えなさい。

〔事例〕

Xは、Y市学校設置条例に基づき設置されているA特別支援学校（以下「A校」という。）の中学部第1学年に在籍する者である。

A校は、寄宿舎を完備し、病弱者を就学対象としていた。しかし、Y市はA校を半年後の3月限りで廃止すること（以下「本件学校廃止」という。）を内容とするY市学校設置条例の改正条例を制定し、その施行日を半年後の4月1日とした。また、Y市教育委員会は、Y市立特別支援学校学則を新たに公布し、同市のB特別支援学校（以下「B校」という。）につき、就学させるべき幼児、児童及び生徒の障害の区分として肢体不自由者ととともに病弱者を対象とすることが規定された。

A校に在籍するXは、寄宿舎で生活していたが、本件学校廃止により、寄宿舎のないB校に通学せざるを得なくなるため、本件学校廃止を阻止したいと考えている。

〔XとY市担当者との会話〕

X：A校の廃止には納得できません。A校は、そもそも公の施設ですよ。

私の父親（保護者）は県の教育委員会から私が就学すべき学校としてA校を指定する旨の通知を受けたので、私はこれまでA校に通学してきました。

Y市担当者：A校の児童生徒の方々には申し訳ないのですが、A校の廃止はやむを得ません。近年、A校に在籍する児童生徒数自体が減少しており、学校として存続させることが厳しいのが現状でした。また、A校はY市中心部から20キロメートル程離れた場所にあるので、隣接していた病院が昨年廃止されてしまい、生徒の状態の変化に対応するために必要な医療機関と密接な連携がとれません。一方、B校は、市中心部にあり、周辺には医療機関が複数あります。

X：確かにA校の近くには病院はありませんが、A校には寄宿舎があります。私は寄宿舎に泊まりながら学校生活を過ごしてきました。寄宿舎では、先生方と24時間一緒に過ごすことができますし、先生方は私達一人一人の病状や課題を把握して、適切な指導・対応をしてくださるので、心配はありません。また、寄宿舎での生活は、私にとってかけがえのないものです。寄宿舎生活で何か問題が起きても、友達との話合いによる問題解決の大切さを学びました。

Y市担当者：お気持ちは理解できます。ですが、元々、寄宿舎は障害等により通学が困難な児童生徒に対して教育を受ける権利を保障するため、通学を支援する目的で設置したもののなのです。偶然にもA校の児童生徒全員の自宅が遠隔地であったため、現在、全員が寄宿舎で生活されているとのことですが、自宅から通学が可能であるなら、本来寄宿舎の利用はそもそも認められるものではありません。B校は寄宿舎がありませんが、市の中心部にあるので、Xさんはご自宅から通学ができますね。

X：自宅からの通学は可能ですが、A校での寄宿舎生活が二度と経験できなくなってしまうのはとても悲しいです。それに加え、B校は教室等の設備がA校より少ないと聞きますので、その点も不安です。

Y市担当者：A校の生徒や保護者の方々には、B校への転学についての説

明会を開催してきました。説明会では、B校でも一人一人の病状に応じた個別支援プログラムの策定・実施を行うこと、現在A校で実施している個別教育を含む教育課程は全てB校に引き継ぐことを強調してきたので、ご心配には及ばないかと思いますが。

〔設問〕

本件学校廃止を阻止するためにXにおいて考えられる法的手段（訴訟とそれに伴う仮の救済措置）を検討し、それをを用いる場合の行政事件訴訟法上の問題点について論じなさい。